

公 告

乗合自動車の停留所における一般旅客運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における一般旅客運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意したので公示します。

令和7年4月9日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

- 1 合意した者
 - (1) バス事業者（伊予鉄バス株式会社、瀬戸内運輸株式会社）
 - (2) 愛媛県公安委員会
 - (3) 愛媛県東予地方局
 - (4) 松山市
 - (5) 今治市
 - (6) 国土交通省四国運輸局
- 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等
松山市駅 B3・4停留所
今治国際ホテル停留所
- 3 2の停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
一般貸切旅客自動車運送事業者（神姫観光株式会社）が行う乗合旅客運送（道路運送法第21条第2号）の用に供する自動車
- 4 2の停留所における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認められる事項
 - (1) 停留所における停車又は駐車は、当該事業の運行時間内に限るものとする。
 - (2) 当該停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と、運行時刻について調整を図ること。
 - (3) 2の乗合自動車の停留所に、神姫観光株式会社が行う旅客の運送（一般貸切自動車運送事業による乗合旅客運送）の用に供する自動車が停車又は駐車をすることを停留所等に掲示するなどし、周知を図ること。